

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第7回）

日時：令和元年11月18日（月）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業
- 2 環境影響評価書案に係る総括審議
立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業
- 3 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業【2回目】
- 4 その他

【審議資料】

資料1 「（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業」

資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料1-2 「（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

資料2 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」

資料2-1 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」第2回 部会審議質疑応答

資料2-2 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る都民の意見を聴く会における公述意見の概要

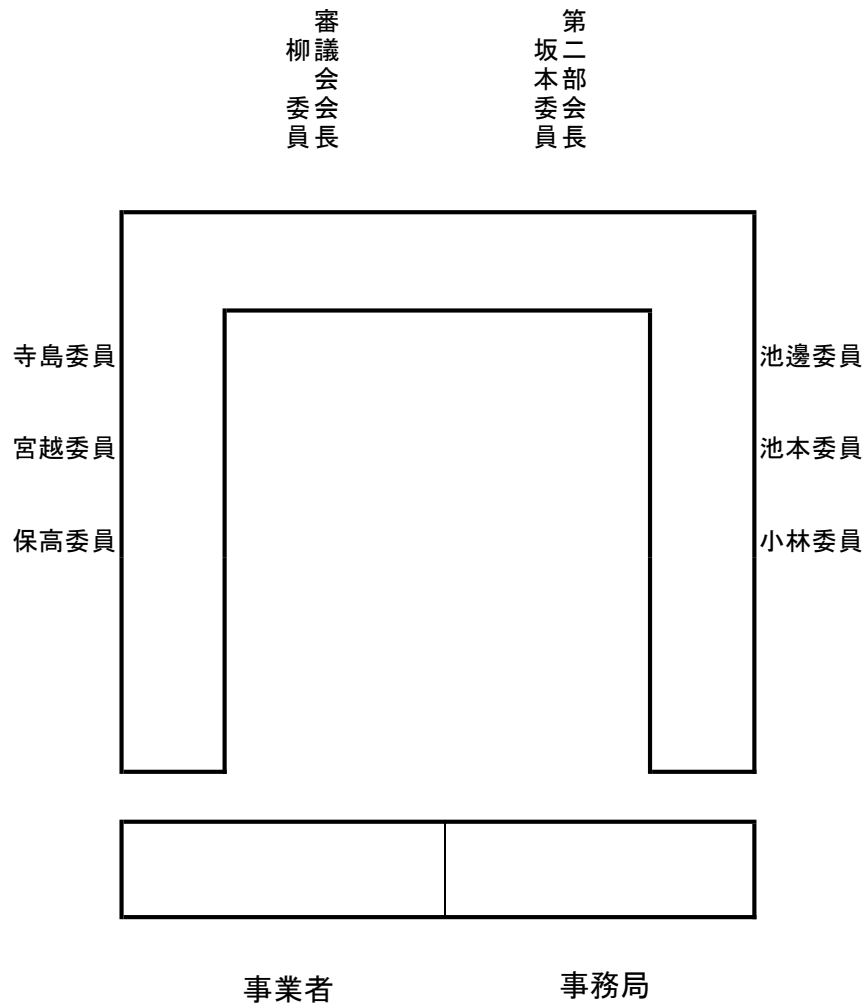
資料2-3 「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について（案）

資料3 「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」第1回 部会審議質疑応答

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会 座席配置

日時：令和元年11月18日（月）午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室22



第二部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和元年11月18日

(事業名称) (仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業

1 選定した環境影響評価の項目 12項目 (選定した理由 P 86~87)

大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス

【景観】

計画地近傍には中野四季の森公園が存在し、人の滞留が考えられることから、必要に応じて圧迫感の調査地点の追加をするとともに、その変化の程度について予測・評価すること。

2 選定しなかった環境影響評価の項目 5項目 (選定しなかった理由 P 88)

悪臭、水質汚濁、地形・地質、生物・生態系、史跡・文化財

意見なし

3 都民の意見及び周知地域区長の意見

別紙のとおり

「(仮称) 中野四丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価調査計画書に対する
都民の意見及び周知地域区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	3 件
周知地域区長からの意見	2 件
合 計	5 件

2 都民からの主な意見

(1) 日影

- ・ 日影の影響は少く見積りすぎではないか。

(2) 電波障害、風環境、景観

- ・ 現在の都市計画・再開発計画においては、地域の伝統や都市全体の景観のあり方など総合的な視点が求められるが、たとえば景観についても、再開発ビル単体の地面から見た評価のみが取り上げられるなど、周囲の景観や地区全体でのまちのイメージの中での景観がまったく考慮されていない。特に 42 階といった周辺にないような高層の建築物は、中野といった街全体のイメージを決める形になる。また、中野駅北口駅前のランドマーク的な建物となると思われるサンプルザ跡地のビルなど景観の中心になる建物との関係などが不明確ななか、当ビル単体での景観を論じることは環境評価としての意義に乏しいと思われる。さらにこれは、風や電波などにも同様のことが言えるのではないか。

(3) 風環境

- ・ 今でも区道 22-40 は風が強いのにこの評価は甘すぎ。
- ・ 高さ 165m という巨大な“カベ”の風(気流)に対する影響はきちんとシミュレーションされているのでしょうか？ 実験をきちんとしているとは思えません。通常は複数のタワーに分けることが一般的となっているのではないのでしょうか？

(4) 景観

- ・ 景観の意味でも南北に立ち上がる 165m の高さの壁は問題である。

(5) 景観、自然との触れ合い活動の場

- ・ 大気・土壌の汚染、地質、水環境など自然環境面の評価に比べて、景観や自然との触れ合い活動の場など社会的・文化的な環境の評価についての観点が弱く、

方法もずさんである。

(6) 周辺開発の影響

- ・ 東にはサンプラ・区役所跡地に 165m以上の建物が建つし、西には 50mの区役所、更にその西には 110m以上のマンションが計画されている。
四丁目西地区だけの環境アセスメントでは、何の意味もないと思われる。
- ・ この建物を単独で扱うことにも問題があると思われます。周辺に建つ他のビル群とあわせ街としてのトータルな見方をする必要性を感じます。特に“新サンプラザ”の建物などが今後大問題となると想定されます。防災上とても危険性を感じます。
- ・ 再開発ビル単体の形式的な「環境評価」でなく、中野駅周辺の開発計画と連動した形での総合的な環境評価が必要と思われる。

(7) 環境全般

- ・ これだけ巨大な建物が影響が出ない、あるいは少ない、容認の範囲であるとは考えられません。

(8) その他

- ・ 北側の緑地帯も 900 戸と想定している住宅の住民を収容するスペースとしては不十分です。

3 周知地域区長からの意見

【中野区長】

(1) 騒音・振動

- ・ 計画建築物に設置される「熱源等」の各種機器から発生する騒音・振動に関しては、「今後の事業計画及び設備計画が具体化する中で、必要な場合には予測する事項として検討を行う。」とされている。

騒音規制法及び振動規制法が規定する特定施設を設置する場合は当該法の規制基準に適合する必要がある。また、それら以外の機器については都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（略称：環境確保条例）の規制基準に適合する必要がある。こうしたことから、当該機器から発生する騒音・振動についての環境影響評価を行うよう要望する（ただし、機器の種類、規模、設置場所《送風機等については吸・排気口の場所を含む》等から明白に周辺の環境に支障を生じないと予測される場合は除く）。また評価基準については、環境基準だけでなく関係法令の規制基準も用いるよう要望する。

(2) 風環境

- ・ 風環境への影響を評価するとしているが、台風等による災害が多く発生しているため、事業実施の際には、それらの対策も考慮して事業を行うよう要望する。

(3) 悪臭

- ・ 「悪臭」が環境影響評価の項目として選定されていないが、その理由として、「周辺地域住民の日常生活に支障となるような悪臭による影響を及ぼすおそれがない」とされている。しかし、排水槽（ビルピット）に由来する硫化水素による悪臭の発生は、平成 20 年代中頃に竣工した排水槽を持つ大規模建築物にもみられることから、その設計や運用について十分な配慮・検討を要望する。
また、商業施設の厨房排気についても、区内の各所で苦情が発生していることから、排気場所等の設定にあたって十分な配慮・検討を要望する。

(4) その他（情報提供、道路環境）

《情報提供》

- ・ 事業内容については、区民や周辺住民、関係行政機関に対する分かりやすい説明と情報提供を行っていただきたい。
特に、当区の都市計画課では、今後都市計画マスタープランに基づいて景観の規制等について整理していく予定である。そのため、建物の高さやボリューム配置等の検討段階において、都市計画課への事前確認をされたい。

《道路環境》

- ・ 次に掲げる懸念があるため、道路管理者及び交通管理者と協議されたい。
 - ア. 区道廃道に伴う道路環境の変化
 - イ. 東側の区道 22-40 号の自動車・歩行者道化に伴う道路環境の変化
 - ウ. バス乗降施設設置に伴う周辺道路環境の変化
 - エ. 公共自転車駐車場設置に伴う道路環境の変化
 - オ. 計画建築物から生じる日影による長期の路面凍結や積雪
 - カ. 商業施設設置による違法駐車・違法駐輪の発生

【杉並区長】

(1) 住民への説明

- ・ 区民に対し、環境影響評価の目的、意義またその内容を図書の縦覧や説明会での説明だけでなく、様々な機会を設けて区民にわかりやすく周知していただくよう求めます。

(2) 区民の意見・要望等

- ・ 計画地周辺の住民及び関係者等からの意見・要望等を尊重し真摯にご対応ください。

(3) 公害等の防止に向けた法令等規制値への対応

- ・ 法令等による公害防止の規制基準を遵守すること。
事業において使用する重機等は、できる限り窒素酸化物や浮遊粒子状物質、騒

音・振動等の低減が見込まれる最新技術の設備・機器等を使用するとともに、最新工法の採用等により、公害対策に万全を期すること。

また、既存の建築物及び工作物等の解体にあたっては、アスベストに関する事前調査を確実に実施し、アスベストを含有する場合は、飛散性アスベスト、非飛散性アスベストとともに適切に処理すること。

(4) 電波障害

- ① 工事完了後だけでなく、工事の施行中においてもテレビの電波の受信に影響を及ぼすことが考えられるので、施行中も予測の対象時点としていただきたい。
- ② 対象事業の実施に伴う電波障害を可能な限り回避し、又は低減するための措置について、工事の施行中及び工事の完了後にわたり検討を行っていただきたい。

(5) 景観

- ① 景観法・杉並区景観条例に基づき策定された杉並区景観計画の方針に沿い、景観特性に適した景観形成に努められたい。
- ② 調査計画書 P47 の「表 6.1.8.3 杉並区における環境保全に関する計画等」について、「杉並区景観計画」を追加していただきたい。

(6) 日影

- ・ 季節・時間帯によっては、建物の 7 倍以上の日影が生じる場合があることから、いつでも住民等に説明できるようにご配慮願いたい。

(7) その他

- ・ 高層建築物の外装材などによる反射光等の環境影響がないよう留意されたい。また、照明の設置や配光についても、景観や環境への十分な配慮をお願いしたい。

「（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、令和元年 9 月 26 日に「（仮称）中野四丁目西地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

【景観】

計画地近傍には中野四季の森公園が存在し、人の滞留が考えられることから、必要に応じて圧迫感の調査地点の追加をするとともに、その変化の程度について予測・評価すること。

第 3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第 47 条第 1 項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域区長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年9月26日	・調査計画書について諮問
部 会	令和元年11月18日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、 水循環、日影、電波障害、風環境、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス) ・総括審議
審議会	令和元年11月29日	・答申(予定)

「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線
(立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間) 建設事業」

第 2 回 部会審議質疑応答

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1	大気汚染	<p>予測を 4 地点で行っているが、道路ができた場合、都道 145 号への渋滞など影響はどのように考えているのか？</p> <p>渋滞対策は具体的に、どのようなものになるのか？</p>	<p>交差点は渋滞が起きないように交通管理者と協議していく。新しくできる信号の処理や右折レーンの設置、渋滞の長さ等の検討を行う。</p> <p>将来的には本計画道路の南側も図っていく予定である。また、市施工で立川 3・2・10 号、国立 3・4・8 号が整備されることにより分散が図られる。</p>	9/20 部会にて回答済み
2	騒音・振動	<p>騒音をなるべく低減させるための対策みたいなものが評価書案の中にどのように書かれているのか。低減措置について事業概要で書けないのか。</p>	<p>工事中に予測に反映したもものとして、工事中の仮囲いであったり、工事の完成後に中央分離帯の遮音壁とか、低騒音舗装というものを採用していきたいと思っている。これまでの地元説明会の中では、きちんとパワーポイントの中に断面図で遮音壁とか低騒音舗装というものを示しながら、都民の方々には説明している。こちらの評価書の中ではそこまで記載していなかったというのが実情である。</p>	9/20 部会にて回答済み
		<p>低減措置について、もともと住宅地のところに幹線道路を通してしまって、環境基準が 65、70dB になってしまふ、それは住民の方にとってはかなりのインパクトである。もちろん、であるからこそ、低減措置をすると思うが、それをわかりやすく書いていただきたい。評価書案の中ではそこまで記載していなかったのが実情というのはわかるが、ちょっと工夫をしていただきたい。</p>	—	10/23 部会にてコメント済み 総括審議事項へ
3	騒音・振動	<p>影響のある範囲を騒音 100m、振動 50m として本編には敷地境界の値のみ載せているが、減衰について資料編に載っていることを本編に書かないのか。</p>	<p>環境局と調整する。</p>	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5	土壌汚染	自衛隊基地について汚染のおそれありとしているが、法や条例の対象外となる油汚染土壌が出たときの対応について環境省の油汚染対策ガイドに従って対応する等もう少し記載しておいた方がいいかなと思う。	適切に確認しながら検討していく。	9/20 部会にて回答済み
		基本的には、環境省の油対策ガイドラインというのがあるので、それに基づいて対応していただく。要は油膜と油脂を見るということをしてもらうが、その頻度とかに関してあくまで自主的に事業者が行うことになると思う。都環境局がやれと言わないからやらなくていいというスタンスではなく、事業者として確認していただきたい。	油で汚れた土壌が出てきた場合には、もちろん事業者としてしっかり対応はとっていく。それと、評価書案の記載については、環境局と協議しながら進めていきたい。 分かりました。	10/23 部会にて回答済み 総括審議事項へ
6	土壌汚染	全体の地歴は調査しているのか？	環境確保条例 117 条の地歴調査を行い、手続きを踏んでいく。	9/20 部会にて回答済み
7	土壌汚染	コメントではあるが、地下水利用について、飲用井戸の利用状況を押さえておいた方がよい。	井戸についても対応していく。	9/20 部会にて回答済み
8	景観	事業の実施により既存の植栽等が消滅することに対する代償はどのように考えているのか。道路建設により減少する緑については、歩道植樹帯だけでなく、可能な範囲で周辺事業者と協力し緑の回復に努め、図書上も謳うべきではないか。特に市立、都立学校や自衛隊といった公の施設に対しては、事業者として積極的な植栽を働きかけ、緑の連続性を確保することはできないのか。	公共施設の中にも木を植えてもらえるよう働きかけを進めていきたい。	9/20 部会にて回答済み 総括審議事項へ

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
9	景観	道路建設により道が広くなり歩行者の安全性が向上し、地域の主たる導線として発展することで価値が向上すると考えられる。そういった道路建設により新たに生まれる価値も評価書として示していくべきではないか。	歩道植栽帯として 5.25 m の中に十分な空間を確保していくため安全性は向上する。その旨を「整備の目的」に追記していきたい。	9/20 部会にて回答済み
10	景観	地点2の予測は現道に沿った北向きに行われているが、事業実施による改変により眺望の変化の影響が大きいのは南側のため、南向き視点で予測評価を行うことが適当である。	地点2については、西側の戸建住宅の前の狭い歩道の場所を、十分な歩道ができることを示すために作成した。事業者としては学校よりも戸建て住宅群の変化について明らかにしたいという思いがある。地点の追加予定はない。	9/20 部会にて回答済み
11	景観	地点3の予測は公園を代表的な眺望地点とし、公園内から計画道路を臨む予測評価を行っているが、当該公園は観光スポットのような場所ではないため、より典型的な道路の利用である、「歩行者利用」に焦点を当てた写真撮影をし、予測評価をするべきではないか。	歩行者利用の視点については地点2で兼ねており、地点3はあくまでも公園利用者の目線で考えている。	9/20 部会にて回答済み
12	景観	地点2の予測フォトモンタージュは自動車の運転手視点になっているが、景観評価の場合は歩行者目線での予測を行うことが望ましいため、歩道上から撮影し道を臨む予測とするべき。また、予測の際は交差点を挟んで広角の写真を撮影すると、手前にある交差点が広く、遠くが小さくなり道路沿いの景観の状況を把握することが困難になるため、撮影の際にそのようなアングル・撮影方法は避けるべきである。	地点2では中央および学校寄りに遮音壁があり、道路整備の形を示すには車道から示した方がわかりやすいと考えたことからこのような形で示している。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
13	景観	<p>地点3の写真に示される遮音壁は、高さが1.5mと人の目線の高さほどあるため、見た目の影響は小さくない。遮音壁に対し緑化を行うなど、影響を低減する措置は行わないのか？</p> <p>緑化以外に色を工夫するとか、景観への影響を低減する措置は行わないのか？</p>	<p>遮音壁の緑化等の対応は、設置場所の幅員が1.5mと狭く、壁面緑化をする場合雨水が浸透するため更に幅員が必要となること、警察協議においても、過去事例で壁に這わせたツタ類が落下しオートバイ等に危険を及ぼすことから、安全上懸念があり、警察の許可が下りづらく対応は難しい。遮音壁の色については工夫する余地はあるかと思うが、一般的な工業製品のため、工夫できる範囲は限られている。奇抜な色ではなく、地域の住宅地の中でうまくマッチしたものを選んでいくことはできる。</p>	9/20 部会にて回答済み
		<p>「ツタ類が落下しオートバイ等に危険を及ぼすことから、安全上懸念があり」とあるが、昨今の壁面緑化がツタ類などを用いるというよりは、どちらかというマット類で、枯れたら取りかえるというものが多く、ツタ類が落下しというようなことを書いて警察上の許可が下りづらく対応が難しいという表現は、やや、昔の壁面緑化を前提としたものではないか。</p>	<p>車道の中央分離帯というのが狭い空間であり、植栽に雨の水が当たって十分供給できるような幅が確保できない。他の道路でも壁面緑化をしているところがあるが、それはこういった中央分離帯という、育成していくための厳しい環境であるところではなく、例えば歩道と民地側に高低差が生じたときに壁面緑化をするとか、そういった交通上危険を及ぼす影響がないところについては壁面緑化している。ここの中央分離帯のところには植栽を植えていくのは難しいというのが実情である。</p>	10/23 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
13	景観	<p>遮音壁の色については工夫する余地があると思うが、一般的な工業製品のためということが書いてある。最近だとグラスウールのものとか、さまざまなものがあり、選び方、透明性とかそういうものも含めてかなり工夫されているものがあるので、必ずしも色彩だけ、いわゆる一般的な工業製品の中の色彩だけのものを選ぶというよりは、できる限り、周辺との景観に影響を及ぼさないようなものを選定するという形に、もう少し前向きな回答をいただくことはできないのか。</p> <p>国道では蛇籠のようなものを用いた壁面緑化した事例もあるし、工業製品の中で特注ではなくても、少し茶系の入ったグレーなどは住宅地などでは比較的周囲の景観となじみやすい。ダークグレーだと、道路と色彩と両方相まって非常に工場のような暗い感じがする場合もある。あとはブルー系の入った、上のほうの空に向けて抜けているようなものなど、国の指針等を一昨年、大々的に見直して、色彩等も従来のものより幅広くして、東京都においてもそういったものを使っただけをお願いしたい。</p>	<p>色について、遮音壁ですので、特注品ではなく工場製品であるものを一般的に使わせていただいている。道路なので経済性も我々は求められている。そのため、なかなか特注品というのは設置が難しく、工場製品の中の、色彩については国のほうでも景観に配慮した道路附属物のガイドラインというものを定めていて、例えばダークグレーだったり、普通の鉄板のシルバー系ではなくダークグレーを使ったりというのもあるので、色についてはこれから地域にマッチするものを我々も検討していきたいと思っている。</p>	10/23 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
14	景観	<p>アセス対象規模の道路を作る以上、「変化の程度は小さい」はずはなく、予測に違和感がある。現状あるもの（緑、建築物、etc）が消滅するのは事実であるため、消滅を受け止めたうえで、「緑の回復に努める」、「周囲への協力」により長い目で見たときに影響が小さくできるという予測の結論となるのではないか。</p>	<p>「変化の程度は小さい」と書いているが、指摘のとおりある程度時間が経過しないと整わないことは事実のため、記載については工夫をしたいと思います。</p> <p>【事業者訂正】 「技術指針」の景観の評価方法には、『対象事業の実施が景観に著しい影響を与える要因とならないことを基本とし、評価の指標との整合のほか、可能な限り回避・低減するための措置を示した上で及ぼす影響の程度を明らかにする。』とされており、「変化の程度は小さい」としていることに問題はないと考える。 以上のことから、評価の修正は行わないこととしたい。</p>	<p>9/20 部会にて回答済み</p> <p>10/23 部会で説明済み</p>

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
14	景観	<p>測定されたポイントが都立の学校に緑地が豊かにあるところを全部伐採した状態で、全く風景が変わるといふ場所のはずなのに、それをあえて測定対象にしていないというところで何か意図があったのではないかとこのような印象がうける。</p> <p>道路をつくることによって眺望そのものが大きく変化するというのは当たり前なこと、一方で何かしら周りに働きかけをしていくということが、事業者の回答では、「公共施設の中にも木を植えてもらえるよう働きかけを進めていきたい。」と書いている。とすると、14番でも、そのような意味で回答いただいているのかということの意図を、8番で書いているから同じことを書く必要はないということなのか、その点については全く別なアプローチなのかということについては、また別なアプローチになるのかということを確認したい。</p> <p>景観とは何かという問題であり、変化はしている。ただ、それに対しての補償措置をしているという理解であるべきだと思う。大きく道を広げる以上は眺望として変化がある、それに対する補償措置として、いろいろな措置をしていくのだというふうに取り取れるような表現にしたほうがいいのではないかと。</p>	<p>ここは学校とか自衛隊があり、公共施設に関しては樹木を植えていくということ働きかけていくことは可能ですし、いろいろと話し合いの場でそういった形はとれる。</p> <p>ただ、どうしても民有地、民間の私有地の木については、移転等の権利者の方の判断があるので、それらを含めて働きかけていくというのは実情としては難しい。まずは公共施設についてきちんと対応をとっていくというのを前回回答させていただいた。</p> <p>14番のところについて、まずは変化の程度は街路樹とか電線共同溝、地中に開管することによって地上部分については煩雑になるものがないように整備していくということで、変化の程度は小さいと書いている。</p>	<p>10/23 部会にて回答済み</p> <p>総括審議事項へ</p>
15	廃棄物	掘削深度はどのくらいになるか？予測に反映しているのか？	道路舗装は60~70cm、雨水、下水配管は1m~1.5mほど、歩道下の電線共同溝は50cm~1mほどになる。それぞれの深さは予測に反映している。	9/20 部会にて回答済み
16	廃棄物	1~3工区の重なる可能性はあるのか？	資料編 P4で書いているが、基本的には重ならないように工程を考えている。	9/20 部会にて回答済み
17	水循環	市長意見で雨水浸透についてきている。関係市と協議の上、コミュニケーションを密に実施してほしい。	歩道の部分について、透水性機能が十分図れるような材質のものを整備していきたい。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
18	史跡・文化財	工事中に見つかったら教育委員会に適切に相談する担保はあるか？	計画地は、基本的に包蔵地ではないため、埋蔵文化財等はないものとして工事に入るが、ひとかけらでもでたら市の教育委員会へ相談する体制を整備する。	9/20 部会にて回答済み
19	その他	基準を満足しているからいいだろうというようなことが、よく紛糾するパターンだと思う。今の環境が悪化することへの懸念を受け止める姿勢がほしい。基準を満足するからこれでよいではコミュニケーションツールとして役に立たない。	地域の方々とうまくコミュニケーションをとりながらというのは大変重要なことだと思っているので、事業者としては適切に認識しながら進めていきたい。	9/20 部会にて回答済み
20	その他	結構な数の都民の意見や関係市長からの意見が出ているが、これらの意見を受けて今後対応することや検討いただいていることがあれば教えてほしい。	今後、評価書をまとめていく中で、これから検討していきたい。	9/20 部会にて回答済み
21	その他	大気汚染の濃度がもっと高いことがあるのではという意見もあるが、98%値の意味や将来予測の年平均などが意味することなど評価書がもう少しわかりやすければ、いろいろな誤解は解けるのではないか？	予測値について説明会でも説明はしているが、普段使っている数字ではないものが多いため、地域の方々にはご理解が難しいところがある。説明会でのときにもう少し工夫をしていきたい。	9/20 部会にて回答済み
22	その他	調査会社について調査基準の指針にのっとってやっていると言いたいのだと思うが、もう少し書いた方がいいのではないか？	調査会社については、それぞれの分析手法があり、それにのっとって行えば、どこの会社がやってもきちんとした措置ができると書いている。	9/20 部会にて回答済み
23	その他	要望によってなんらかの改善点があれば教えてほしい。	それぞれの予測の中で基準を満足しているので、基本的には改善はない。ただ、緑化についての国立市長意見に対して、緑は可能な限り道路内に配置していくということで記載している。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
24	その他	コミュニティが分断されるという懸念や公園へのアクセスなどについて、影響が予測されるが、例えば歩道橋の整備などの要望みたいなものはあるのか。	歩道橋についてはまだ要望はない。ただ、要所々々の交差する道路のところにはちゃんと横断歩道を設けていき、反対側に渡るといふ形を予定している。	9/20 部会にて回答済み
		前回、コミュニティが分断されるという懸念や公園へのアクセスなどについて影響が予測されるということで、要所要所の交差点については横断歩道を設置するということだが、コミュニティ分断については、外環などでも、かなりコミュニティの分断というものが問題になった。特にここで要望はないというお話だと思うが、横断歩道なのか歩道橋なのかというところ、また、今歩道橋はバリアフリーではないということで、できる限り横断歩道というのがあるのだと思う。特に自治体等の分断があるところ、あと公園へのアクセスをかなり密にやらなければいけないようなところについては、歩道橋にスロープをつけるとか、そういうことを、要望がないのでやらないということではなくて、できる限り、その念押しだけよろしく願いたい。回答は結構です。	—	10/23 部会にてコメント済み
		コミュニティ分断の話があったが、横断歩道を設けるということなので、どこに横断歩道を設けるのかということについては評価書にちゃんと書いていただかないと、通学の問題とか交通安全の問題も絡んでくるので、ぜひそれは記載していただくようお願いしたい。	—	【事務局対応】事業者へ伝える。

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
25	その他	説明会の実施方法、状況を教えてほしい。	今まで平成28年と31年にそれぞれ説明会をしている。あと、今年度に現況測量の説明会も行っている。今後の説明会の予定として、国から事業認可を受ける前後で、事業説明会や用地説明会などがある。また、ほかの道路では個別相談会や、グループなどの小さな規模での公民館を使った話し合いなど、小さな打ち合わせの場も設けながら、なかなか声を出しにくい方々から意見が出せるような場はつくっている。電話はおおよそ10件ぐらい問い合わせが来ており、事務所や本庁の職員で対応している。	9/20 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
26	その他	<p>事業の目的についてちゃんと答えていないのではないか。例えば交通量が減っているのではないかとかの質問に対しては、どうもストレートに答えていないように思える。そういったことに1つ1つお答えしていくことが、一步一步、理解につながっていくのかなという気もする。</p>	<p>分かりました。</p>	<p>9/20 部会にて回答済み</p>
		<p>前回の議論の中で、19番から26番までかなりいろいろなコメントが出たと理解しているが、最後26番の回答で「分かりました」ということで回答いただいているということは、前回、都民の質問がかなりたくさんあり、それに対して1つはお答えになっている対応表みたいなものがたしかあったと理解しているが、それに関して、「分かりました」という回答は、もう一度、表記なり対応について見直すという理解でよろしいですか。</p>	<p>26番のときの審議の流れで、地域の方々とのコミュニケーションをしっかりと引き続きとって行ってくださいねというようにお話の流れの中で、「分かりました」ということで言わせていただいた</p>	<p>10/23 部会にて回答済み</p>
		<p>例えば基準を満たしているから大丈夫なのではないかと、いろいろな懸念があつて、それに対して基準を満たしているから大丈夫というコメントでかなり回答されていた。そのことを含めて19番から26番まで同じような質問がついたと理解していて、それに対して「分かりました」ということは、ではあの回答に関しては特段改善するつもりはなく、今後コミュニケーションを密に図っていくという理解でよろしいですか。</p>	<p>引き続き地域の方々との説明会とか、また少数での意見交換会という場がありますので、そういう場を利用しながらコミュニケーションをしっかりとっていくというので進めていきたいと思っている。</p>	

「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る都民の意見を聴く会における
公述意見の概要

都民の意見を聴く会	公 述 人
	4 名

1 事業計画

- ・ 約 200 億円以上もかけてつくる必要性はまったくない。羽衣地域で行った住民のアンケートでも、91.4%の住民が反対の意思表示をした。
- ・ この計画ができたのは今から 58 年前で、現在は高齢化、人口減、車離れなど、大型道路の建設を経済発展の原動力にしてきた時代ではない。無駄な道路をつくることより、少子化や高齢化社会にふさわしい地方自治を目指すべき。
- ・ 計画の目的に防災性の向上とあるが、東日本大地震や新潟県の糸魚川火災でも道路は役割を果たせず、大型道路は災害対策に効果があるとは言えない。最近の台風で、立川では 93 年前に建設された日野橋が陥没した。防災のためと言うなら、新しい道路をつくるのではなく、現状の道路の整備が重要である。
- ・ 計画の目的に渋滞の解消のためとあるが、既に立川通り、芋窪街道、都道 145 号線は、交通センサスでも平成 27 年度をピークに交通量は減少している。
- ・ 他の道府県では都市計画道路の見直しをしている。東京都も見直すべき。

2 環境一般

- ・ 計画道路の区間は 4 車線だが、都道 145 号のところで 2 車線の道路に突き当たり、1 日約 2 万 6,000 台の車が通ることになる。当然、車の渋滞や滞留、また大気汚染、騒音など相当なものだと考えられる。しかし、東京都は見解書の中では、計画道路と都道 145 号の交差部の交通処理について、今後、交通管理者と協議をしていくという、無責任な見解を述べている。それでは遅く、今きちんと環境評価をするべきで、改めてこの部分の環境影響調査を要求する。
- ・ 羽衣町を東西に分断し、長年にわたり培ってきたコミュニティを破壊し、住宅密集地を通り、騒音や大気汚染や振動など甚大な被害を起こしてまで、計画を強行するのか。羽衣町が分断され、お諏訪祭り、納涼祭、そして、東京都知事がことしも来た羽衣ねぶた祭が全て失われることになる。

3 大気汚染

- ・ PM2.5（微小粒子状物質）の評価はしていないし、できないと書いてある。この PM2.5 は大きな社会問題になっていて、粒子の大きさが非常に小さいため、肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられ、特に呼吸器系や循環器系の病気を持つ人、お年寄りや子供などは影響を受けやすいと考えられる。この環境影響調査を、PM2.5 を含めてやり直すべき。

4 騒音・振動

- ・ 幹線道路の特例である昼 70dB、夜 65dB の指標を使っているが、国連決議の 53dB を大きく超えている。70dB は、大きな声を出さなければ会話ができない、そういったレベル。例えば都の資料でも、新奥多摩街道などでは、この特例さえも超えた実態となっている。
- ・ 学校環境衛生基準をクリアしているとしているが、これは児童・生徒の教室の窓を閉め切った状態に押し込めることになるのではないかと。教育環境に本当にふさわしいのかなど、今回の結果については環境に適正とはほど遠い。
- ・ 密集した家がたくさん並んでいるけれども、静かである。そこに巨大な 28m 道路をつくれればどんなことになるか、行かれた方はわかるであろう。

5 景観

- ・ 都の考えでは、植樹だけで良好なのか。

6 その他

- ・ 公述人が 4 人、傍聴人が 1 人か 2 人しかおらず、非常に低調な参加率である。立川の市報に小さい記事で、あれこれ条件をつけて公述人を募集するとあった。本当に行政側は市民、都民の声を一人でも多く聴きたいと思っているのか、努力をしているのか、とてもそのように感じない。いかにこの環境アセスメントに関して結論ありきみたいな態度、我々の意見などは形式的に聴くのだと、1 つの流れの中のプロセスというふうに感じている。きょう公述人や傍聴人が少ないことは、決して市民の関心が低いのではなく、そういう行政側の本当の熱意がない、足らない、不足していることが非常に大きな原因だと思う。
- ・ 平日の午前中に出てくるというのは、それなりに都合を合わせなきゃいけない。夜や土曜日、日曜日とか、1 カ月以上前の案内を、ぜひお願いしたい。

「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第 1 審議経過

本審議会では、平成 31 年 3 月 28 日に「立川都市計画道路 3・3・30 号立川東大和線（立川市羽衣町二丁目～栄町四丁目間）建設事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第 2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【騒音・振動】

自動車の走行に伴う道路交通騒音レベルは、評価の指標とした環境基準を満足するとしているが、現況を大きく上回り、その影響も懸念されていることから、環境保全のための措置の内容について詳細を記載するとともに、地域住民に対して十分な説明を行うこと。

【景観】

計画道路による景観への影響を長期的に低減させるため、より一層の環境保全のための措置を検討し、周辺の公共施設とも連携しながら、地域景観に十分に考慮された緑を創出するとともに、適切に維持管理すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	平成 31 年 3 月 28 日	・評価書案について諮問
審議会	令和 元年 8 月 26 日	・現地視察
部 会	令和 元年 9 月 20 日	・質疑及び審議
部 会	令和 元年 10 月 23 日	・質疑及び審議
公聴会	令和 元年 10 月 29 日	・都民の意見を聴く会を開催
部 会	令和 元年 11 月 18 日	・総括審議
審議会	令和 元年 11 月 29 日	・答申（予定）

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」

第 1 回 部会審議質疑応答

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1	大気汚染	工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測が環境基準を超過している点が気になる。事業者としてはこの点についてどのように考えているか。	予測は、建設機械が全台数同時に稼働するという最も厳しい条件で行っている。今後、施行者が決まった段階で施工計画の詳細検討を行い、稼働台数の低減や集中稼働を避けるなど効率的な稼働を図り、影響の低減に努めていく。	10/23 部会にて回答済み
		建設機械の稼働台数の低減等の保全対策を取るということだが、都民からは、工事工程を切り詰めているのではないかという意見もあり、トレードオフになるのではないか。工事工程の余裕度はあるのか。大気濃度も年間で見ると多少の増減もあるので、工事工程に余裕があれば、環境濃度が低い時に集中させる等の対策もあるのではないか。そういった発注前の段階で考えられることで、現実的な対応をどれだけできるかという検討が必要かと思う。	工事工程の施工計画の策定にあたっては、まだ施行者が未定であるが、ある程度現実性を踏まえながら、検討している。今後、施行者の施工方法によって変わることもあるので、慎重に対応していきたい。	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2	大気汚染	近隣では日本一のビル建設や高速道路の地下化など工事が進行、予定している。工事中は、工事用車両が多数通行することが懸念されるが、事業者としてはどのように対策を考えているのか。	工事用車両の影響予測については、現時点で公表され、予測条件として盛り込むことが可能なものに関しては反映している。周辺の開発の幾つか、例えば隣接の常盤橋地区の開発（日本一のビル建設）については、環境予測に将来基礎交通量という形で反映している。首都高の地下化については、具体的な工事計画が分からないため盛り込んでいないが、今後の考え方としては、工事用車両の効率化等で大気、騒音・振動の影響低減に努めていく。	10/23 部会にて回答済み
3	騒音・振動	都心の事業計画では、必ずと言っていいほど環境基準を超過している。この事業でも、等価騒音レベルが環境基準を超過したり、また基準ぎりぎりの地点もかなりある。これは、事業の計画をするにあたって、どのように考慮・配慮されているのか。例えば、ルートを決める際に配慮するということはあるのか。	ルート設定は「騒音・振動」だけで決めているわけではない。出入口を絞るとルートが絞られ、分散が図られなくなり、工期も長くなってしまう。住民に迷惑をかける期間（工期）をできるだけ短くすること等も踏まえ、総合的に検討している。 工事の完了後の車両については、警視庁との協議もあり、交通渋滞の防止等の観点も含めた中でルート設定している。	10/23 部会にて回答済み
4	騒音・振動	影響が 1dB 以内だから影響は小さいといった結論だが、どんどんためていくと大きくなるので、この表現は何とかならないか。 70dB を超えているような予測では、都民からも必ず意見が出てくるので、配慮してもらいたい。	今後、施行者が決まった段階で、今のご意見を踏まえて詳細を検討していく。	10/23 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
5	日影	土地柄、あまり居住者がいないということで、そう大きな問題ではないと考える。	—	10/23 部会にて委員コメント済み
6	電波障害	電波障害が生じることが明らかになった場合には、評価書案 202 ページに記載されているとおり、適切な障害対策を講じるとなっているので、電波障害については特段の問題はないと判断する。	—	10/23 部会にて委員コメント済み
7	風環境	風の子測は、首都高の高架がある状態での子測なのか。	本事業の竣工時点で、首都高の高架はまだ残っていると考えられることから、風洞実験の子測は、現状のまま高架を残した状態で行っている。	10/23 部会にて回答済み
		首都高の高架がなくなると、北北西の風の影響が変わると考えられる。北側にも防風スクリーンを設置しないのか。防風植栽である程度カバーできるのか。	西側の広場に防風植栽を計画しており、北西や南西の風対策として、植栽を配置している。	
8	景観	デザインについては、デザイナーの方々が頑張ってくれると思う。	—	10/23 部会にて委員コメント済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
9	史跡・文化財	<p>評価書案 281 ページに「計画地内に周知の埋蔵文化財の包蔵地の存在はなく」とある。「工事の施行中に周知されていない埋蔵文化財が確認された場合は、適切な措置を講じる。」と書いてあるので、これで良いのかもしれないが、江戸の復元図を見ると、確実に町屋があったことが分かる。すべて壊されている可能性もあるが、区の教育委員会立会いの下で調査するので、無いという言い方はもう少し何とかならないか。また、実際にどういった行動をとるのか、もう少し触れてほしい。</p>	<p>今後、中央区の教育委員会と調整を図りながら適切に対応していく。表現については、評価書の中で対応していく。</p>	<p>10/23 部会にて回答済み</p>